



鳥取県公報

平成16年12月28日(火)
号外第200号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	市町村の区域ごとの民生委員の定数の一部改正(1021)(福祉保健課).....	1
	銃猟禁止区域の設定の一部改正(2件)(1022・1023)(環境政策課).....	1
	悪臭防止法による規制地域及び規制基準の一部改正(1024)().....	3

告 示

鳥取県告示第1021号

昭和46年鳥取県告示第783号(市町村の区域ごとの民生委員の定数について)の一部を次のように改正し、平成17年1月1日から施行する。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後							改 正 前							
鳥取市	504人	三朝町	35人	中山町	18人		鳥取市	504人	三朝町	35人	名和町	25人		
米子市	298人	関金町	19人	南部町	36人		米子市	298人	関金町	19人	中山町	18人		
倉吉市	139人	北条町	22人	伯耆町	42人		倉吉市	139人	北条町	22人	南部町	36人		
境港市	86人	大栄町	24人	日南町	31人		境港市	86人	大栄町	24人	日南町	31人		
岩美町	48人	湯梨浜町	50人	日野町	22人		岩美町	48人	湯梨浜町	50人	日野町	22人		
郡家町	30人	琴浦町	65人	江府町	19人		郡家町	30人	琴浦町	65人	江府町	19人		
船岡町	17人	日吉津村	9人				船岡町	17人	岸本町	20人	溝口町	22人		
八東町	21人	淀江町	22人				八東町	21人	日吉津村	9人				
若桜町	24人	大山町	20人				若桜町	24人	淀江町	22人				
智頭町	32人	名和町	25人				智頭町	32人	大山町	20人				

鳥取県告示第1022号

平成10年鳥取県告示第668号(銃猟禁止区域の設定について)の一部を次のように改正し、平成17年1月1日

から施行する。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後				改 正 前			
名 称	区 域	存続期間	面 積	名 称	区 域	存続期間	面 積
鳥取銃獵 禁止区域	略			鳥取銃獵 禁止区域	略		
布勢桂見 銃獵禁止 区域	略			布勢桂見 銃獵禁止 区域	略		
大山銃獵 禁止区域	西伯郡伯耆町小林字五反田7-1、7-3及び7-5から7-19まで、字頭ナシ原8-1、8-2及び8-7から8-11まで、字頭ナシ10、10-2、11、12-1、17-2、18及び19、字堤谿676-1及び676-12から676-42まで、字五反田20、21-1から21-3まで及び22、字向南原654-1から654-45まで、660-1から660-4まで及び660-6から660-11まで、字南原698-1、698-3から698-56まで、704-1から704-7まで、705-1、705-4及び705-5並びに字南原上691-1から691-58まで並びに金屋谷字水無原4-3、4-4、4-13、4-17から4-43まで、4-45、4-48から4-52まで、4-57、1681-1から1681-55まで、1685-1、1685-2、1686-1、1686-2、1687、1688、1689-1から1689-29まで、1691-	平成10年11月1日から平成20年10月31日まで	78ヘクタール	大山銃獵 禁止区域	西伯郡岸本町小林字五反田7-1、7-3及び7-5から7-19まで、字頭ナシ原8-1、8-2及び8-7から8-11まで、字頭ナシ10、10-2、11、12-1、17-2、18及び19、字堤谿676-1及び676-12から676-42まで、字五反田20、21-1から21-3まで及び22、字向南原654-1から654-45まで、660-1から660-4まで及び660-6から660-11まで、字南原698-1、698-3から698-56まで、704-1から704-7まで、705-1、705-4及び705-5並びに字南原上691-1から691-58まで並びに、 <u>日野郡溝口町金屋谷字水無原4-3、4-4、4-13、4-17から4-43まで、4-45、4-48から4-52まで、4-57、1681-1から1681-55まで、1685-1、1685-2、1686-1、1686-2、1687、1688、1689-1から1689-29ま</u>	平成10年11月1日から平成20年10月31日まで	78ヘクタール

13及び1691 - 14並びに字 宝殿原1692 - 1 から1692 - 67まで				で、1691 - 13及び1691 - 14並びに字宝殿原1692 - 1 から1692 - 67まで			
略				略			

鳥取県告示第1023号

平成14年鳥取県告示第544号（銃猟禁止区域の設定について）の一部を次のように改正し、平成17年1月1日から施行する。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後				改 正 前			
名称	区 域	存続期間	面 積	名称	区 域	存続期間	面 積
略				略			
三部野銃 猟禁止区 域	西伯郡伯耆町三部地内 の町道三部野線と伯耆町 と南部町との境界との交 点を起点とし、同所から 同境界を北東に進み、県 道溝口伯太線に至り、同 県道を南東に進み、県道 日野溝口線に至り、同県 道を南方及び西方に進み、 町道三部野線に至り、同 町道を北方に進み起点に 至る線に囲まれた一円の 地域	平成14年 11月1日 から平成 24年10月 31日まで	360 ヘク ター ル	三部野銃 猟禁止区 域	日野郡溝口町三部地内 の町道三部野線と溝口町 と西伯郡南部町との境界 との交点を起点とし、同 所から同境界を北東に進 み、県道溝口伯太線に至 り、同県道を南東に進み、 県道日野溝口線に至り、 同県道を南方及び西方に 進み、町道三部野線に至 り、同町道を北方に進み 起点に至る線に囲まれた 一円の地域	平成14年 11月1日 から平成 24年10月 31日まで	360 ヘク ター ル
略				略			

鳥取県告示第1024号

平成15年鳥取県告示第381号（悪臭防止法による規制地域及び規制基準について）の一部を次のように改正し、平成17年1月1日から施行する。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
1 規制地域 鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美郡岩美町、八頭郡郡家町、船岡町、八東町及び智頭町、東伯郡三朝町、関金町、北条町、大栄町、湯梨浜町及び琴浦町並びに西伯郡日吉津村、淀江町、大山町、名和町、中山町、 <u>南部町及び伯耆町</u> の区域のうち別図に示す地域	1 規制地域 鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美郡岩美町、八頭郡郡家町、船岡町、八東町及び智頭町、東伯郡三朝町、関金町、北条町、大栄町、湯梨浜町及び琴浦町並びに西伯郡岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町、中山町及び <u>南部町</u> の区域のうち別図に示す地域
2 略	2 略